

八幡市特定事業主行動計画 実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

1 実施状況の公表

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に定める数値目標に関する実施状況を公表します。

項目	令和8年度	令和11年度(目標)
管理職における女性割合	19.6%	25.0%
監督職における女性割合	35.3%	35.0%

2 女性の職業選択に資する情報の公表

女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、以下のとおり公表します。

(1) 女性職員の採用割合

(令和7年8月1日から令和8年4月1日付採用分)

職種	男	女	計	女性の割合
事務職系	6人	4人	10人	40.0%
事務職系以外	7人	14人	21人	66.7%
計	13人	18人	31人	58.1%

(2) 採用試験の受験者の女性割合

(令和7年度職員採用試験 受験者)

職種	男	女	計	女性の割合
事務職系	170人	89人	259人	34.4%
事務職系以外	87人	112人	199人	56.3%
計	257人	201人	458人	43.9%

※事務職系:一般事務・社会福祉士

※事務職系以外:技師(土木・建築)・消防職・幼稚園教諭・保育士・保健師・調理員・技術員

(3) 年次休暇取得率

令和7年度年次休暇取得率 74.5%

3 令和7年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:八幡市長、八幡市議会議長、八幡市選挙管理委員会、八幡市代表監査委員
八幡市公平委員会、八幡市農業委員会、八幡市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.7%
全職員	78.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.7%
本庁課長相当職	96.1%
本庁課長補佐相当職	89.7%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.0%
31～35年	78.3%
26～30年	93.8%
21～25年	83.9%
16～20年	83.9%
11～15年	90.2%
6～10年	94.6%
1～5年	88.1%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 休職者や年度途中の退職者は含まない。

* 消防本部職員は含まず、次頁で公表している。

特定事業主名：八幡市消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	78.4%

* 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、女性職員はいない。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

* 役職のある女性職員はいない。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	79.1%
6～10年	— %
1～5年	85.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 勤続年数が6～10年、16年以上の女性職員はいない。

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員は女性職員のうち56.9%、男性職員のうち85.4%である。任期の定めのない常勤職員以外の職員の女性割合が高いことが、男女の賃金差異の大きな要因となっている。
・消防本部においては管理・監督職以上の女性職員が不在であることが男女の賃金差異の大きな要因となっている。

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	14.2%

【説明欄】

・勤続年数21年以上の本庁職員は、全体職員のうち女性職員が6.8%と勤続年数の長い女性職員が少ないことが割合が低い大きな要因となっている。

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	4.2%
本庁課長相当職	18.9%
本庁課長補佐相当職	25.0%
本庁係長相当職	40.7%

【説明欄】

・勤続年数があがるにつれて女性職員の割合が減少する傾向があるため、役職があがるにつれて女性職員の割合が減少する大きな要因となっている。

6 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1.男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員

区分	令和7年度
男性	64.3%
女性	100.0%

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2.男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	22.2%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	22.2%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	22.2%	7.1%	—	0.0%
6月超9月以下	16.7%	0.0%	—	25.0%
9月超12月以下	16.7%	64.3%	—	75.0%
12月超24月以下	0.0%	14.3%	—	0.0%
24月超	0.0%	14.3%	—	0.0%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員の男性においては、取得対象者はいなかった。
- ・育児休業取得率上昇のため、1月以上取得する場合の代替職員の配置を積極的に行っている。
- ・周知が進み、管理職の取得も見られるようになった。

7 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりのひと月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.5時間/月
内部部局等以外	12.1時間/月

【説明欄】

- ・行事等に伴う一時的な時間外勤務のため特定の時期に時間外勤務が増大する職員が一定数いる。
- ・特に年度初めは職員の異動や実績報告等の事務が膨大なことから時間外が増える傾向にある。